

全国小売酒販政治連盟の活動について

政治連盟とは

業界団体が、「自らの業界を、自らの手でより良い環境にするため」に、政治などに対し要望、陳情を行うために結成された団体です。

日本医師連盟（日本医師会）や全国石油政治連盟（全国石油商業組合連合会）など、様々な業界団体が政治連盟を結成し、ロビー活動を行っています。

完璧な法律や制度は存在しません

多くの知恵が集結し、時間をかけて審議された法律や制度も、年月と共にそれが時代に即さないものになることがあります。また、選択と決定を誤る場合も、当然、あるのです。

小売酒販組合は法律上政治活動を行うことができません。改善や是正を求める現場の者（私たち）の声を、政治サイドに届けるのが政治連盟の役割です。小売酒販組合と政治連盟は表裏一体の関係です。

	小売酒販組合	政治連盟
法律	酒類業組合法	政治資金規正法
活動内容	酒税の保全に対する協力 酒類販売管理研修の実施等	政治サイドへの提言、要望、 陳情等
働きかけの対象	行政（中央省庁、税務署等）	政治（国会議員、政党等）



自民党「街の酒屋さんを守る国会議員の会」総会



多い時は1年に1,000回超に上る国会議員訪問

安く酔えるーは真の消費者利益でしょうか

手に取りやすい安価な酒類は、20歳未満の者やアルコール依存症者の飲酒を助長することがWHOなど国際機関でも指摘されています。また、昔ながらの対面販売に代わる無人レジ、自動販売機、インターネット販売等は、年齢確認が行いにくい状況をつくり飲酒運転や20歳未満の者の飲酒へつながる可能性を増大させます。その結果生まれるアルコールによる社会的コスト（依存症治療による医療費、犯罪・事故などで生じる国等の負担）は、実に酒税収入の約3倍と言われ、それは税金で賄われています。

“自分の手”で業界を変えること。確かな実行力。達成力。

全国小売酒販政治連盟は、会員と共に以下を成し遂げました。

平成26年6月 国会請願「健全な飲酒環境の整備に関する請願」採択

平成28年5月 酒税法、酒類業組合法等一部改正法成立

上記の法改正により、酒類の販売価格について一定のルールを定めること、酒類販売管理研修を義務とすること、等が法律により新たに定められました。

請願、法改正の2つを実現させるため、政治連盟では靴底をすり減らす活動を約3年に渡り行いました。その結果、自由民主党、公明党、民進党、日本共産党、おおさか維新の会、日本のことを大切にする党等、多数の政党・会派の「賛成」を得て、採択、成立を達成しています。

※政党名はすべて当時



公明党「酒販問題議員懇話会」



政治連盟は「いま」と少し先を見据えて、最大限のことを懸命に行う組織です。